意見書案第　４３　号

原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成２１年６月１２日提出

提出者　長沼町議会議員　　薮　田　　享
賛成者　　〃　　高　瀬　武　久

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄　　様

原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書

原爆被爆者に対する認定については、昨年４月より従来の「原因確率」による審査を改め、「新基準」による認定を開始し、改善の動きも認められましたが、その下においても被爆の実態に合わないなど、まだ不十分な面も指摘されております。

広島・長崎で原爆被害を受けた被爆者は高齢化しており、その救済は人道的、社会的見地から一刻も猶予を許さない状況であり、また、被爆者健康手帳を持つ約２５万人の１パーセントに満たない約２，２００人しか認定されていない現状を早期に改める必要があります。

よって国においては、原爆被害が熱線、爆風、放射線による広範囲かつ長期に及ぶ複合的被害であり、医学的にも未解明であることを踏まえ、原爆被爆者の実態に即した認定基準に抜本的に改めることを要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２１年６月１２日

長沼町議会議長　　駒　谷　広　栄

提出先

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣

各　　通